

寛政・文化期における藩債処理

にかんする草間直方の意見

安 岡 重 明

可久安意稿
東草間

(裏)

外見無用

つゞきの包紙は、反古の半紙を用いており、その表には、
「決テ見る事無用」

御備金一件考書 追而燃捨可申もの也」

とあり、糊目には七つの割印がしてある。いちばん内側の包紙
の表には、

「文化十一戌年四月十五日返書
高月半天下殿る御備金密談之控

但し半天下殿御状ハ戌年十月三嶋(カ)へ遣し此方ニなし

とあり、裏の封の下には「決テ見る事無用」とかかれている。

私のみたときは、こうした保存状態であったが、包紙の表がき
と書状の内容から考えると、のちにかかげる史料一は最後の包
紙に、史料二の書状は、第二の包紙に封入されていたとみるべ
きであろう。

中味は、いすれも半紙半折の書冊であって、第一のものは六

枚、第二のものは十四枚、第三のものは九枚である。これらに
が二重になつていることからもわかるように、嚴重に秘極に保
管されてきたものである。いちばん表の袋には、つぎのように
記されている。

(表) 文化十一甲戌年改

伊助の微妙な態度を知るには、全文の紹介が必要と考え、あえて紹介することにした。ことの経過をかんたんにのべよう。

文化十一年春、伊助は熊本藩から御備え金調達を依頼された。熊本藩では現藩主の家督相続後、まだ幕府から御手伝を命ぜられていないので、遠からず命があるものと考え、そのときの備えとして、あらかじめ用金の調達を草間伊助に依頼したのである。しかし、伊助は自分の非力を理由に、これを拒絶した（史料一）。けれども熊本藩は、くりかえし依頼と相談を続けた。伊助はふたたびその依頼をことわると同時に、彼の知識を動員して、当時諸藩がとりはじめた借財処理、用金調達、対幕関係の処理などについての諸方策の実例をあげ、熊本藩のとるべき手立てに示した（史料二）。熊本藩は伊助のかたに拒绝にもかかわらず、あくまで彼に調達を依頼したいという態度をかえず、執拗に交渉を行つたので、ついに伊助もことわりきれず、備え金三万両のうち一万両以下なら引きうけると返答した（史料三）。

熊本藩側の史料を欠いているが、これらの文書はことの経過を充分につたえているし、伊助が熊本藩役人に与えた知識は、寛政から文化年間にかけて諸藩の藩債処理に重要な変化が起つたことをあきらかにし、大阪商人と西南諸藩の間に生じた関係の変化にひとつの一端を示すものである。この問題は、最近問題になってきた藩権力自立化の問題、幕府体制における大阪の意

義の変化の問題にかかわりをもつと思われる。

草間直方については、いまさらあらためてのべる必要はないが、滝本誠一博士の紹介が要をえているので、それに従つてかんたんに紹介しておく。（「日本經濟叢書」卷二七、解題）

彼は通称を伊助という。はじめは文次郎、また仲我と称した。京都の人、杵屋唯右衛門の子であつて、宝曆三年（一七五三）綾小路鳥丸通の家に生れ、十才にして大阪の鴻池家に仕えた。精勤・伶利にして主人の信用あつく、ついに尼ヶ崎同家の女婿となり、鴻池を名のつて一門に列した。今橋二丁目に屋敷をえて、これにうつり、日々本家に出勤して店務を管理し、文化五年には勤務のかたわらあらあらに自分家業を営むことを許された。家業は繁榮し、鴻池伊助の名は四方にきこえるようになり、肥後徳・南部屋をはじめ、諸大名は彼を信任し、その財政の整理を託したものもさくなくなつた。文化七年、家督をその子伊作にゆずり、隠退して伊予三之助と称し、その余生を風流茶事に送つた。天保三年七十九才で歿した。彼は山片種桃とともに大阪の生んだ町人学者の筆頭にかぞえられる。諸藩の財政に関与したこと、幡桃と同じである。ここに紹介する史料は、三賀図彙完成の前年である文化十一年のものであり、学者・実務家としての彼が、現実の財政処理の处方を与えたものとしても興味がある。

〔近世史研究〕九号)

二

〔史料〕

去月廿三日出之尊書永嶺様より御達シニ相成り難有奉披閑候。先以御安泰被遊候之趣恐悦奉存候。誠ニ先達而当地御滞留中ハ毎度罷出、蒙御應命難有仕合奉存候。然者其砌御密話被為在候御備金一件之義、卒示ニも御取極メ難被遊、依而御帰府之上嶋田様ニも再応御密談御座候而、粗御取極メ也被遊度尊慮之御趣、則春來三嶋歩山へ其義内密被託置候ニ付、同人より至密ニ委細承り、御深慮難有感激仕候。疾より右御請も可申上義ニ御座候得共、御太造成御義ニ而殊ニ小身ものゝ容易ニ御受可申上筋ニ無之、此御答ニ甚心痛仕外ニ手段無之、彼是と御文通も得不申上遲ニ仕候處、此度右一件之義御細書成被下、弥恐レ入、免口御密答ニも難及重脅怒レ入奉存候得共、無拠打明ケ左ニ奉申上候。宣敷御許容可被下候。

私義御蔭を以、ケ成り之渡世も仕候得共、元來身薄之ものニ而大銀作廻之義ハ甚縁合難出来、日夜心労のみ仕居候へ共、先代より數年実儀ヲ相守汚名無之様ヲ第一ニ相勸居事ニ而、世間並□と莊り身ニ応セざる銀談等ハ別而不仕、禁慎仕罷在候故、何事も仕置キ之名目を大切ニ仕、身分不相応之御用之義ハ却而御

断奉申上、容易ニ御談シ申上候義ハ無之候。此度之御用一件私へ被仰付被下候而ハ、難有奉存候へ共寒々誠ニ心配仕候。依之自然御公整臨時御用等有之而ハ一向相調不申候。是第一之心配ニ御座候。右御公整御用之義も一両年内ニハ有之間敷哉と乍恐奉存候得共、御家督初之義ニ御座候故、是非不遠内ニ被蒙仰付候御義と乍恐奉存候。芸州中國備前土佐米子等皆、近來御手伝御用相済有之、御館様仙台様阿州様御家督後ハ未無之候。是非日光御修復御手伝御用ハ右之御内と奉存候。尤御内意も有之、急ニハ被蒙仰付候義も無之と乍恐奉存候へ共、外ミ様へ被対格別之御肴免ハ難被遊御義も可有之哉とも奉存候。然レハ来春之程も無覚束奉存候。右之御用を始、非常之御備も今年より御取極被遊候而も此一両年内ニ公務御用有之而ハ右之御備も急務ニハ御間ニ合不申、依其御用金銀辻ハ御返済之御手當右之御備も有之候事故、速カニ御引き受申上、出金も可仕等ニ御座候得共、前文申上候通込も非力ニ而難相勤、甚心痛仕、不顧恐無拠御断申上候より他事無之、甚当惑仕候。何分御考察成被下、右一件之義ハ重疊御有分成被下度奉願上候。兼而御聞上被下候通、〔官政往来記〕廿ヶ年來尾州様・薩州様・筑前・備前初メ大小之諸侯御取替銀莫太之御無理ニ出テ合、必支と金銀作廻差支、實以難渉仕居候義ニ御座候故、大銀御預り之義、又者公整御用之義受ケ持申候義ハ難出来御座候。私も隨分氣丈ニハ罷在候得共、最早還暦も打過申候義ニ而死生之義も無覚束、愚息共ハ皆病身愚鈍もの斗

ニ而、私同様乍不及人之セ話も可仕もの老人も無之、然レハ兎角ニ心配薄ク渡世致しよきやう仕置ヲ遣テ置遣し申度朝暮工夫のミ仕居申候。何とぞ御憐察被下、一件之義ハ御免仰付被下度奉願上候。銀談之外ハ數年來諸家之御振り見合も聞仕候義御座候故、御尋之義ハ乍不及、無腹藏可奉申上候。右一件之義御断奉上候ニ付、又余人ニ相勤メ可申、慥成ものも可有之哉と奉存候へ共、先御館入之内稻川・樋口やはり長田にても可有之哉、乍併皆ミ御旧借も有之、御返済も相滞居候ニ其御返済無御頓着、別段御預ケ銀有之事も如何と奉存候。然レハ御館入之内ニ而ハ難被仰付哉とも奉存候。長田之舍弟ニ加嶋屋作五郎と申すもの御座候。是ヘ内密御相談有之而ハ如何可有之哉、夫ンニ而ハやはう長田へ披付候も同様と奉存候へ共、先年より別家ヲ構、私と同業計ニ御座候。尤作兵衛も万端セ話致し、慥成ものニ御座候。委細打明ケ御備之義御相談被遊候ハ、事成就可仕哉、何分御急ギ之義ニ而も無之、自然是等御相談被遊候ハ、追而内田様御登坂之砌、御掛ケ合御覽可然哉ニ奉存候。乍恐助言ハ不及ながら其砌可奉申上候。尚御深考被遊可被下候。御預り銀之義は兎も角も御受ケ御相談相調ヒ可申候得共、来年ニ而も御公務御用御座候而、一ト手ガ大銀出銀仕候義ハ定而難勤、御断可申上哉と奉存候。其外何レ江御示談被遊候而も皆同様之事と奉存候。御公務無之候ハ、何も案勞成義ハ無之候。乍併御預り銀之義は甚御太切成御義ニ御座候故、得ト人物家柄御糺シ被

遊候義御肝要と乍恐奉存候。只ミ怖ルへきハ公用と人之人ニばけたるにて御座候。私も年来化ケ來り候得とも、最早根気尽はて、尾ヲ出し申候而凶慌仕候。御笑察可被下候。此上ハ仕置ヲ考、尾を出さぬうち早ク退隱仕度と相願居申候。何分一件之義ハ御許容被下、御憐察以永ク蒙御応命ヲ候様、此義偏ニ奉願上候。前者右御免之御願尊答旁々如此御座候。書余奉期後便候時。恐惶謹言。

四月十

高月半下様

伊 助

以別書至密ニ相願申候、本文ニ申上候過、實以當時手操六ツケ敷大遣之御用受持申候而ハ日夜心痛仕居候故、春來更口之御請も不申上種々と相考候へ共、追も自力に難及、依之不願恐、御免之儀相願申候義ニ御座候。元來御備へ之義ハ中國様・芸州様ニも有之、別而未備之義等は仕法相考、先年尾崎様迄愚意之小冊差出し置候義も有之候得共、是等ハ先小事ニ御座候。此度の御一件ハ甚大造成御義ニ而時節柄といひ追も非力よてハ難相勤心痛仕候。尤御大切之御備金之義ニ御座候得者、數年來の御館入衆も有之寧ニ付其もの共江可被仰付所、不存寄、新參之私へ御密談成被下候義、誠ニ以難有御深慮ニ御座候故、違背ハ無之相勤メ可申道理ニ御座候得共、倩ミ相考候程、難相勤り迷惑仕候。元來ハ先年壹野氏經殿新吾殿より度々御屋敷へ罷出候様被

仰下候へ共、銀談之義ニ而ハ得罷出不申、其段御断申上候而、只御出しのミニ罷出、其後不斗内田様の御意ニ相成り、松村様ニ到り無拠銀談御用ニ相成り打続中山尾崎様始、追ミ蒙御応命、誠ニ御旧識之如ク被仰下、難有奉存候得共、其頃何となく旧来之御館入衆より偏執之惡評も少々承り申候ニ付、夫レバ態と「」初メ隨分と差控罷出不申候得共、尾崎様御在役中ハ御米等之義御公用内意、当地之情態等御聞ヒ合之事共有之、無拠密ミ罷出申候。尤御扶持米金等頂戴ハ不仕事故、地役人衆などヘハ別而五節向初式日も相勤申儀一切無之、音信等も決而不仕、夫故自然と不評之氣味も有之、長田始メ一統よりも少シ邪魔ニ相成りいやがり申候風説も承り申候。乍併いやがり申候も少シハ人氣ヲお御元申にも相当り、却而可ナランかとも存居候。殊ニ旧冬御登之節罷出候義も館入申之善惡風評も御聞可被成ためなと種々と申唱候。然レとも美以米金頂戴ハ不仕、追從輕薄可取統申候。然レ共御備之一件老人シテ受持申候而ハ作廻難出来のミならず此例之偏執も相募り、非力之上之迷惑ニ相成り可申と歎ケハ敷率存候。其偏執も御屋敷のミよて相済候得者宜候得とも、又外ミ屋敷へ参り、私方之邪魔ヲ企テ可申哉と歎以恐怖仕候。何とそ永ク御館入仕、年数ヲ経候ハ、自然と偏執も解ケ可申哉、何分新參之私古參ニ秀候様之蒙御応命候而ハ讒言之程も怖敷、兼々其寢悟仕居候。此上ハ隨分質素実義ヲ相守り御蔭を

以、御小物成り方御用一遍を大切ニ相勤メ申度、是身分相應之勤ニ御座候。御本シ方兼帶ニ而相勤メ申候而ハ兎角ニ当り障り出來、不宣心配仕候。御常用も無拠相勤メ申候而ハ兎角ニ是も退キ居候方宜御座候。左候而ハ自然と御館人仲間と申ニ相成り、後ミハ仲間之申合セ相互に相成り、身勝手之方ニ引キ付ケ批判も難申出、却而乍恐不宣と奉存候。やはり不相替、御小物成り御產物方御用のミニ御召し被下、御隱密御用相勤メ申度と奉存候。重疊此段宣御勘考成被下度、深ク奉願上候事ニ御座候。乍恐種々に御改革御用御厚配之深慮を相妨ケ申筋ニも相当り、多罪恐レ入奉存候へ共、御備一件之義ハ逆も非力ニ而難相勤心痛仕候。何卒程能御功老成シ被下、御憐愍之御沙汰を以御宥恕奉願上候御事ニ御座候。右多罪之申分ケ迄ニ別紙愚意小冊相認奉密覽入候。聊御考之、端迄不顧恐奉申上候。鳴田様限り御内見被下候而跡御火投被下候。私義春來親類方ニ不幸有之、何歟と心勞多ク牙痛眼氣等之痛ミ不絶、例之長文も余程大造ニ対へ口惜奉存候。依之至密之小冊も無前後、出次第之儘末男ヘ愚意代筆申付候。定而相ワからさる事共可有之と奉存候。私方ニハ此控書も留メ不申候。御覽後必御焼捨可被下候。頓首
 (大意) 肥後藩におかれでは、近々のうちに日光御修復御手伝を命ぜられる可従性が強いとおみうけする。だから入用銀の調達を引受けるべきであるが、非力だからお断りするほかはない。二〇年来(寛政六年前後)、尾州・薩摩・筑前・備前をは

じめ大小諸侯は藩債の処理について銀主へ無理を強要され、最近では大金の金融が困難になつてきている。私も六〇才をすぎ、いつ死ぬかわからないし、息子たちも無能だから、心配事を残してやりたくない。このたびのご用は免じて下さい。いま御用をつとめている稻川（藏元稻川安右衛門）、樋口・長田（加嶋屋）へ命ぜられるのがよいと思うが、旧儀もあることだから、御預ヶ銀の件は、長田の舎弟加嶋屋作五郎へ相談されたらどうか。なお、旧來御用を勤めているものをおさおいてご用命下さるのは有難いが、悪評を申したてられて困惑している。私はやはり、小物成の御用を勤めるかたわら、内密に意見を申しあげる方がよいと思う。

〔史料二〕（注）「」内は、筆者が補つた部分である。

一三嶋氏江御内談御示談有之候永久御備ニ金之義、乍恐御結構成御儀、誠ニ以奉候。尚又、於御地右御備エ之義粗御内談御取極メ被遊、当年より御取掛リ被遊候御趣、委細承知奉候。乍併右御引キ受由御話仕候義ハ別書ニ申上候通之義ニ而身ニ応セざる御用之義相勧メ申候而ハ日夜心痛仕候故、何とぞ右御用之義ハ御有免成爲下候様重疊奉願上候。依之余人江被仰付候御考之一端迄ニ調不調ハ天等ニまかセ奉願左ニ申上候。

一当年より御取極メトシテ

成年御米壹万石 代凡六百貫目

右御備金〔預り之義〕ハ甚六ツケ敷、是迄御仕送り御用、又者新古借貯無之もの之儲成ものへ預ヶ置申度と相願候。依之先加嶋屋作三郎發申試候。此ものハ長田舎弟ニテ同所より内外セ話致居候得共、別家致又一ト株ニ相成り居候而儲成もの之由承り居申候。先是江御預ヶ被成、來亥年ヲ壹ヶ月式朱歟三朱位之利足上納被仰付、臨時御入用之時ハ元銀御引キ上ケ可成御相對を以永々追々預ヶ置申度と奉存候事。

一兼而御存知被遊候通、善右衛門方ニ寛文年凡二千貫目之御旧借相滯有之、則大木織部様・山名ト左衛門様・長岡佐渡様始メ御重職方御連印之御證音今以所持仕罷在候。此儘ニ相成り居候而ハ旧功も空效相致り歎ケハ敷ものニ御立候。依之右上純仕候式朱万之利足を以、或千貫目之内江年々御渡シ被遊候ハ、昔年之勤功再賞之姿ニ相成り、其上ハ坂館之勤向旧復致させ置候も可ナラン、乍併兼而申上候通り壹田とハ當時意味合も有候事故、出銀談之義ハ頓着無之、只々勤向のみ先旧復致させ置申も可宜哉、然ル時ハ乍恐別段御僕約中不益之御出銀も無之、旧功賞シ候義理之筋目も相立可申哉と奉存候。乍併調不調之義ハ天事ニ而人力之及フ所ニ無御座候。先内存相願候。

一亥年御米壹万石 凡代六百貫目

右御預ヶ較成候ハ、其代銀を以、又御本ノ方歳米壹万石切手ニ而賣入置キ、右御切手ハ当地勘定根取延印之封印ヲ付ケ御屋

敷三御預り置被成なりとも、又封印之儘其ものへ御預ヶ被成なりとも御勝手被遊候而來子丑兩年之豐凶相考申度、依テ米備工も於当地仕置申度候。自然臨時御入用銀有之御ハ即刻売私代銀を以、立用仕候歟、又ハ仲ケ闇之切手入替ニ差遣シ立用仕候ニ何之子細も無之と奉存候。乍併賣私候時損益之義ハ難斗奉存候へ共、元銀ヲ失フニハ不到候。又御本ノ方藏出し之節、欠痛ミ等替ニ俟又ハ買戻し等有之時之手当、其余非常之備都合も宜ク而在役之心勞も薄ク可有之哉、然レハ年々現米賣ヒ替是又備エ置申度候事。

一子丑寅年ムシ 御米三万石 代凡千八百貫目

右者善右衛門方旧借訳ケ立有之、前文の首尾打整候上、年々壹万石代銀無利足ニ而預ケ置、臨時非常之入用之節ハ即刻返納致させ申積リニ而加鳴屋作五郎と両家ニ而預ケ置候も宜と奉存候。

右愚考首尾相整(文化十一年) (文政元年)當成年分來ル寅年迄臨時非常御用無之候ハ、卯年文政四年誠ニ盤石之如ク永久御手堅キ御主法ニ而恐懼申上も無之、何分前文之通壹万石ハ代銀、又壹万石ハ米備エ可宜と奉存候。切手之義ハ其年ニ御在役の方に御預ケ置被成御私之節ハ又引受人より御セ話可仕候。右之通御仕法ニ被遊候而ハ如何可有之哉、尚又御仕法也可有之、乍恐連々御著被遊可被下候。小慮短方ニ而ハ迫モ宜キ工夫出不申候。何分乍恐私義ハ御省キ被下度此段重疊奉願上候。

右御備金凡五万兩之御手當有之候ハ、其余之義ハ又其時之御差略も出來可申哉、乍併此義兎角御秘密ニ取斗仕度ものニ御座候。自然公辺向る御ムシ成御様子相聞エ、格別御豐饒成ル唱有之時ハ、御先ニ例も有之上ケ金或ハ手重キ御用等有之候而ハ甚御迷惑筋ニ相当リ可申哉と此義深ク恐レ入申候。依之芸・備・阿・中國等之諸侯方も大抵其用意覺語等有之候而も、甚六ツケ敷様子被仰立、當地之口入と申もの両三人平世館入申付ケ置、格別御難済被仰立、館入之外外向之分ひたすら御頼被成御借り入ニ相成り申候。依之公辺向之唱も國方左程ニも無之、迷惑筋御推察之氣味ニも相成り候義、兼て其御勘弁も有之趣内密承り居申候。然レバとて中ミ御ゆるめハ不被成候得共、又諸ミ何歟之御為ニ宣御座候由、右等ハ乍恐御大國之御事故御頼着も不被遊と奉存候へ共先内密申上置候。既ニ中國様ハ先年於大坂御備金ヲ被立置候得共、此義格別手厚キ趣世評も有之、其節御公用も存外之義ニ而御迷惑被成候趣、其已後ハ大坂之備金皆ニ御國へ御引キ取ニ相成り、於御国内内密御備エ被立置、臨時非常御用之時ハ隨分穩密ニ御國ノ御仕出し被成、大抵其用相濟候後當職家老重役等登坂ニ而右御用迷惑筋被仰立、館入始メ口入之るの迄も御借り入被成候。右重役登坂ニ而借財被成候故市中之もの迄も御用立之義仰山ニ申立候。尤增米私年割之借り入ニ御座候而右借り入金ハ又元ト備金江御返し被置候と申事ニ御座候。是等ハ到而秘密之義ニ「御座候得ハ」必御他話ハ被下間敷候。

鶴田様限りニ被成可被下候。乍恐万事能御整被遊候程物事内端
ミ御不自由被達候方宣と奉存候。右口入之もの之義、口銭等遣
し少々不益成ものニ御座候得共、多分此もの共ハ市中手広ニ致
居候ものゆへ、御迷惑筋之義ハ仰山ニ世上へ流布仕候故、十分
之御備ニ御座候而も左程ニハ相聞エ不申可宣哉、如何事ニ手堅
キ唱もよしあしニ御座候。依之口入之義も先御内談申上試候。
何も急キ申事も無之、当冬御出坂迄御考被置可被下候。芸州
など御存知之通少シ之不益〔も御厭ニ〕被成候御方ニ御座候得
共、前ミテ口入之ものハ其儘出入被仰付置候。是等も深キ考も
有之哉ニ奉存候。

一前文御備金之義当年ニ御心組被置候得共、自然年ニ而モ御
公用可有之轍難手奉存候。然ル時ハ差掛り乍恐御用銀差闊可申
哉、御館入之分も無程御仕法年限ニ相成り候事故、其節之被仰
付方如何可有之哉と〔ムシ〕調不調又難斗奉存候。依之先ツ前
文之通、慥成口入之もの画三人御館入被仰付置候義ハ如何可有
之哉、併シ此兩三年市中御用金中ニ御座候故出銀も疎と調達出
來兼可申哉、私手許之義も同様ニ御座候而迎も大銀ハ出来不申
候。然レハ先口入之もの画三人御手当として、館入可被仰付置
哉、尤此もの共江平世御扶持米領等被遣候義ニハ決而及不申
候。銘ミ口チ次キ之御用銀御皆済ニ相成候迄、其銀ニ応し口銭
銀遣し候迄ニ御座候。

但シ芸州ハ治貢日ニ付壳ヶ年分三十五枚、備前・阿波等ハ凡五

拾目も皆々御屋敷る被下候。其余

中國・筑前・土佐等ハ屋敷る不被達、皆々領主ヲ逕し申候
又地盤之借り入芸州月四朱五朱
輪前・河波八月七朱
中國・筑前ハ六朱と六朱半廿月迄
土佐五朱半廿月迄

自然右御公用又臨時非常御用之分、御館入初メ外向之御相對、
皆々其銀高ニ応シ年々五千石清、七千石清と御定メ被成、五
年・七年之元利米済宜と奉存候。御利足ハ先ツ七朱と御立被
成、六朱半之御借り入ニ被遊、半方ハ口入口銭と御立被置宣哉
ニ奉存候。右者大抵中國之御借り入仕法ニ御座候。右米清之義
ハ例般剤寧ノ万江街受督役遊、御米壳立代役剤行元利済ニ可被
貸付候。然ル時ハ年々高下有之清之方逕遠削之〔候得共何〕
米清之万宣と奉存候。尤簡文御備銀も御用之内江御取用被成候
而、是又外々同様米清之剤符ニ相成り笑様仕度候。又夫レを以
年ニ備ニ置申度候。

前文先内密奉申上候。何分此兩三年之内御公整御用等有之候而
ハ御厚配と恐入奉存候。尚口入等之義御考被置可被下候。

一昨年ハ御国内取〔ムシ〕稻作不取寒之上、唐芋・栗等不出来之御
趣、依之春来御救ヒ等之御手当も被仰付候程之御儀と奉承知、
甚以恐レ入奉存候。然レハ御十分ノ年がらとも乍恐不奉存
候。其上近來御借財等相嵩ニ御迷惑ニ付無期五ヶ年十ヶ年元銀
還延之御仕法被仰出候程之義ニ御座候間、此義ハ当地ニても世

上能存候義三御座候故、甚恐レ入申候御義ニ御座候得共、昨

年御拜借有之候公金も何卒右御難渋被仰立、三四朱之御利足付
キニテ、五ヶ年程之割符御返納ニモ御願立被遊候程之義有り度
ものと乍恐奉存候。何分當時御不勝手之趣仰山ニ申唱度ものと
奉存候。然レハ御備金も極秘計を以取捌キ仕度と相心得申候。

事以密成語以泄敗トかや奉り申候。兎角御懇密ニ緩ミ
御取斗奉願上候。

一坂館諸事御仕置之義ハ尚又連ニ御改革有り度ものと乍恐奉
存候。掛ケ屋江手形を以、金銀振出し之義并月ニ御勘定之御定
之御仕法等永嶺様江委敷小冊を以申上置候。何分前より寛宥之
御仕法ニ御座候故、當時御改革ニ付キテハ掛ケ屋も手敷入俄ニ
難波之趣敷多可申立ト奉存候。尚又鷗田様と御密談被遊、当秋
冬之内御登坂被遊候迄ニ御ちらべ被置、御尋之義共御座候ハ、
無御遠慮可仰下候。大槻旧冬〔御在坂ニ而〕御ちらべも相済有之
事故、又御登坂よりも及ヒ申間敷と奉存候得共、乍御苦勞今暫年
ニ御登坂被遊候ハ、自然と乍恐大坂之地情御案内ニ被為成候と
奉存候。然レハ漣ニ御風儀御手堅ク、鎮中始メ立入之者迄も恐
怖仕、又御用向も一入隨ニ存出情も可仕と奉存候。芸州勘定幸
行・筑前裏判役各々五六人程も有之、其内江戸詰老人、大坂受
け持〔老人有之、每〕歳九、十月之頃登坂有之、御借財初メ万
事御取あらべ被成、滞留中又四五日ハ京都江御越シ被成、是又
同様御取調べ被成、大抵御藏米藏払相済候頃迄御逗留ニ御座

候。此義も又御考査可被下候。

乍恐時ニ御心配と奉察候ハ当地館入る之新旧御借財済方之御
義ニ御座候。來ニ子年御断延ヘ之御仕法年限と奉存候。此御仕
解ケ之義乍恐甚御六ヶ敷と奉存候。此度之御僕約も御改革も
此御借財が根本ニ御座候。随分苟法ニ而も事ハ相済可申候得
共、何分御国海陸隔り有之事故、自然急難御入用銀之節ハ於當
地御調達無之而ハ又御不弁理ニ御座候。依之程能新古之差別を
加、御仕法有り度ものと奉存候。近來諸家様新古之無差別御奇
法有之、市民甚迷惑ニ及ヒ申候。乍併後來公私之用財手当有之
差間へ不申候ハ、隨分苟法ニ而も相済可申候得共、乍恐世上之
唱も如何可有之哉誠ニ御心配成御義と奉恐入候。〔乍併私共
之小慮ニ而ハ甚心配ニ御座候得共、乍恐格別御託被遊間敷
候。前文申上候通御僕約も御改革も皆借財が目当ニ御座候。然
レハ此借財ヲ用ニ立ツル御工夫可被遊様と乍恐奉存候。今一錢
も借財無之豊滿ニ而ハ御家中共氣緩り檢約之道筋自然と取失
ひ、いつとなく又奢りニ長し申候。然レハ借財ハ僕約の守本尊
ニ御座候而、則借財不益之利銀も用ニ立テ申候て是又大キニ利
益御座候。借錢ハ借錢せん為之借錢と申金言も此事ニ御座候。
左候得ハ借錢ハ少シモ怖ル、程之事ハ有之間敷、不義理無之夷
意御座候ハ、年を延へても返済ハ出来申候。然レ共公整入用之
時融通差支申候義有之故、諸侯方は先第一ニ御借財を御心配被
遊候。随分御尤成義御座候。依之諸家中ニも御借財相嵩ミ申候

義矣ク御勘弁被成候而御返済銀ヲ譬ハ五ヶ年御断延被成、其初年る内密ニ而例之通御返済被成候を以、御國ニ而其返銀ヲ五ヶ年積ミ置、公整用之備ヲ第一ニ被立置、大抵其用意調之上、断延之六年自或ハ又壹兩年断延等被仰出候而、夫より借財返済方之金段ニ掛り大年賦・中年賦或ハ利下ケ等之苛法有之、銀主共甚迷惑よて其已後之出銀ハ右之苛法ニこり果、暫ハ一切出銀之もの無之候。然レとも公整用之備豫メ調ヒ有之上ハ安心ニ而御掛合も殊外強ク、終りハ諸侯と町人之事故、致し方無之、年賦利下ケも無拠承知仕候様ニ相成り申候。依之十ヶ年程ハ一切出銀之もの無之候得共、去ルものハ日ミニ疎クシテ年を歷候ニあたかひ苛法ハ昔語リニ成候而、其節る又手堅キ御借入有之時ハ又人進ミて下歩ニ而ち出銀之もの出来申候。近來土州騒始、其振り合之諸侯方も御座候而、土州様などハ四朱半五朱之御利足ニ而市民悦て出銀之もの数多御座候。扱御借財御仕法之一端迄二近來仕法有之候諸家之分一二ヶ條左ニ奉申上候。」

筑前様

御借財新古之無差別、又利足ともなくて元銀百貫目之内江三拾貫目ツ、増銀を加工、壁ハ百貫目なれハ八百三十拾貫目之新証文ニ仕替、去ル(文化九年)申年る八十ヶ年之割済。

御仕送りムシ無拠臨時御出銀之分、元銀三十ヶ年濱居、年六朱も利足のミ御渡し被成候。三十ヶ年後如何可付専心配仕候。右御改法後又改而翌年る御仕送り御頼ニ御座候。祇元一ト手ニ而仕出シ申事故、甚迷惑連済致申候。然レとも無拠又不相替御

用相勤メ居申候。右御借財ハ祇元并館入中のミよて外向之御借財ハ無之。

右嚴苛之仕法ニて藏元始メ館入中新出は難出来、然ル時ハ自然百貫目斗御借り入ニ相成り申候。尤是迄口入之もの者人も御入レ不被成候處、右家質銀領借財ニ付当時壹兩人着入被仰付候。御利足五朱る六朱迄ニ而口錢ハ銀主ガ出し申候。

阿波様

新借之分元銀之四歩通但書目ニ四歩通御元入有之、残銀年五朱之利足よて式拾ヶ年之割済
中借之分元銀三歩通但書目ニ三歩通御元入有之、残銀ヲ量キ居ニテ壹ヶ年三朱正銀御渡し被成、此内壹朱半ハ利足、壹朱半ハ元入ニ相成申候。元銀百貫目ニ付三賣宛年ミ御渡し被成候事。

右者三貫目渡り之内利銀を引き残銀元入ニ相成り申故、年ミ利銀は相減シ、元入ハ追ミ相増、凡五六十年間ニ皆済ニ成申候。口入手借財之分元銀之武歩通但書目ニ武歩通、正銀元入有之、残銀置キ居ニ壹ヶ年或朱半宛正銀御渡し被成、此内壹朱半ハ利足、壹朱ハ元ト済ニ相成り申候。元銀百貫目ニ付武貫五百目宛年ミ御渡し被成候事。

右之通式貫五百目渡り之内利足引き残銀元入ニ相成り申候、初年ハ百貫目之内江壹貫目之元入ニ相成り、凡百年賦と申当リニ

御座候得共、年々元銀相減シ申候ニ付、利足も相減シ申候而元ト入之方年々増銀ニ相成りト、凡七十年余程之割済ニ相成り申候。前之三賈渡りも仕法同様。

右算当ハ委シク相考不申候。先荒増申上候。
中國様

武拾ヶ年前改革有之新旧無差別、年三朱之御利足ニ而元銀五十ヶ年之割済。右御仕法之時ハ毛利讚岐様御登坂被成候。却テ御新借之時ハ当職御家老并撫育万始メ御登坂ニ成、御嚴重之御取扱ニ御座候事。

土州様

凡^(天明四年ごろ)三十ヶ年前御仕法有之、新旧無差別無利足、凡百年賦、乍併到而御當借之分、又已前借り戻し有之利銀之分ハ無利足三拾年賦、又拾年賦有之、當時大抵相済、百年賦のみ年々無相違御渡し有之。

右之余御三家様・加州様・薩摩様・筑後・米子等初メ東西大小

之諸侯万苟政之御仕法多ク、大抵無利足百年、百五拾年賦等有之、又甚數ハ肥前様ニ千年賦と申名目も有之候。右無利足之年賦と申義ハ銀主共甚迷惑成義ニ而年々我がものを喰ひべらす道理ニ而利足之恩義無之て八年々難没仕、身上持かね申候。たとへ少分たりとも利足頂戴仕候時ハいつ迄も借シ付銀之主意相立、先祖ヘ之申分ケモ有之事ニ御座候故、何卒御慈憐ヲ加エられ、少分成とも利足ハ御付ケ被遣度ものと乍恐奉存候。則阿州様江も極内密右之段御歎キ申上候而、皆々乍少分御利足御付ケ被

下候。乍併は等ハ御借財之多少ニもより御都合も御座候事故、強テハ雖申上御座候。乍恐御深考被遣可被下候。尤御樓先年被仰出候御仕法之義御定用ハ勿論、無子細御差引被遣、其余御借財ニも四朱之御利足被遣、元銀壹キ居ニミニ而、御改革御仕法と唱候程之義ハ無之、隨分御結構成ル被仰渡ニ御座候。既ニ芸州ニ八地盤之御借り入四朱之御利足御座候而、私も調達仕居申候。何分乍恐御手許サエ御丈夫ニ御座候而嚴重之御仕法相立居候時ハ随分地盤^(ムビ)御借り入ニ而も御調達は出来申候。乍併當時ハ御仕法之御年限中と申ス唱御座候故、此行末如何可被仰付哉と危踏候ものも御座候故、新出之ものも無之館入とても御定用之外ハ新出も仕兼申候。来ル子年御借財御仕法被仰出候而落着仕候ハ、御館入初メ口入手之銀主其も安堵仕、決而出銀之もの多ク出来、臨時非常之御用等有之候ても少しも御案房成義ハ無之と奉存候。何分此兩三年之所御作廻御六ソケ敷御不自由可被遊哉と甚懼レ入奉存候。来子年之御仕法新古御借財濟之方、乍恐只今より御考被置可然哉ニ乍恐奉存候。尤私義ハ御定用又七ヶ年御割済之御用之外ハ新古出銀ハ一切無之、依之御館入之分御借財新古依怙最負偏頗成義ハ少しも不奉申上候。只^(ムビ)当地銀主共情態打チ明ケ申上、永久御館之御善政恐腹致させ置申度存慮より他事ハ無之候。

一前文御備エ金之義も御館入始メ深密之御秘計ヲ以、連々御取組被置候様仕度^(ムビ)奉願上候。尚又御当借之義も多分口入之手を以、御借り入被遣候様仕度ものニ御座候。安永年已後御館入

ハ格別、外向キ之御借り入等ハ一切無之候而、公私之御用向速
カニ相整ヒ、益御豊饒之唱有之^ム。年之始式十万と申大造之
上ヶ金被蒙仰候義も有之、其外臨時非常之御費用等打続、當時
莫大之御借財相嵩ミ申候義ニ而、誠ニ以恭恐入候御儀ニ御座候。
尤非常之義ハ天事ニテ是非之論ハ無之候得共、上ヶ金之義ハ全
ク御豊饒之唱より起り申候義と乍恐率存候。然レハ同シ六朱之
御利足御払出シニ相成候義ニ御座候ハ、館入御方緩メ被成、口
入手る之御借り入ニ相成候時ハ、御借財も一ト際表江発顯仕、
決而御豊饒之唱も薄ク大造成ル上ヶ金等之御用ハ有之間敷哉と
も乍恐率存候。併シ小慮之者故、是非之義ハ難申上御座候。緩
ミ御考可被下候。尚又御家質之義も御名代^ヲ差入居町人共加印
仕候而、表向キ之御借り入^シニ御座候。御僕約筋世主江流布仕
候秘計ニも宜敷御座候義とも乍恐率存候。芸州も三十ヶ年前迄
ハ家質ニ御入置被成候得共、其後ハ少々訛ケ有之、當時ハ相止
ミ居申候。備前も同様に御座候。中國・阿波・肥前・筑前・土
佐・讃岐等始メ大小諸侯屋敷多分御家質ニ御差入レ有之候。尤
実ミ御勝手向之義ニ付御差入被成候も有之、又御僕約御取締之
御名目ニ御差入被置候も有之哉ニ相見ヘ申候。中國様ハ御遊金
之御備エも夥敷有之趣風說も御座候得共、やはり不益之御利足
御払被成、前ミ^ル今以其盛御家質ニ御差入被置候。御利足三朱
半ニ而伺歟ニ付御勘弁有之義と奉存候。何分ニモ乍恐万端御不
自由被遊候程御長久と奉存候、兎角豊滿之唱無之様仕度、是のミ

奉願上候。来ル子年御借財御仕法之義ハ尚父乍恐只今より御深
考被遊被置候様重疊奉祈候。右ニ付先無益之義とも、任御應
命、無般職甲上試候。決而御取用ヒハ被下間敷候。乍恐御考之
一端迄ニ申上候のミニ御座候。御覽後ハ必御火投可被下候。尤
多用ニ罷在候故、深ク前後之考ハ無之、一チ時ニ相認メ申候
故、齋離のミ多ク可有之と甚恐レ入奉存候。三嶋氏へも秘シ申
候而、此小冊ハ見セ不申候。跡ハ必御火投可被下候。

(大意) 永久お據え金の儀は何卒おゆるし願いたい。しかし
余人へ申しつけられるときの参考までに意見をのべてみましよ
う。

一、今年の藏米一万石の代金およそ銀六百貫目を、藩候のない
ものへ月二朱(〇・二%)か三朱(〇・三%)の利足であざけて
おき、必要のとき引きだせる約束をしておく。

一、寛文年間鴻池善右衛門より二千貫目をかりて、返済してお
られないから、右の利足を年々お渡しになり、昔の功勞にむく
いておけば、場合によつては善右衛門が大阪城屋敷の御用をふ
たたび勤めてくれることになるかも知れない。

一、明年的藏米一万石の代銀六〇〇貫目でもつて、米切手一万
石をかい、当地で保管しておく。お国がその翌年または翌々年
不作であれば、米を入手すればよいし、臨時入用のときは、切
手を売払つてその代銀を用いればよい。

一、子・丑・寅年(文化十三、十四、文政元)の藏米三万石の

代銀一、八〇〇貫目は、善右衛門との関係を調整した上で、彼に年々一萬石の代銀を無利足であずける。加鷗屋作五郎を加え両家にあづけるのもよい。

右のように用意しておけば、ここ五カ年に臨時御用がないなら、五年後からは全く安心である。

五万両だけ用意すれば、あとは必要のときに何とかなると思われるが、以上のこととは内密に処理しなければならない。このことが幕府にきこえると、御用が非常に重くなる恐れがある。だから広島・備前・中国の諸藩などは備え金をもつていても、藏屋敷に出入する口入に借金を輪旋を依頼したりしている。こうしておけば幕府もすこしは手加減してくれるようである。長州藩は富裕の評判があつたため、重い公用を申しつけられ、これにこりて大阪の備え金を国へ引きあげ、非常の場合ひそかに大阪へ送っている。それで事たりても、重役が登坂して借金にまわるぐらいである。口入のものに多少の口銭をやらねばならないとしても、こうした方法をとるべきである。広島藩は冗費を嫌うことで有名であるが、前々より口入のものに出入を申しつけている。

一、来年にも御公用があれば用銀の調達は困難であると思われるが、まず口入のものだけでも二、三人申しつれておかれたらどうか。彼らがとりついで御用銀皆済まで銀高に応じて口銭をやればよい。返済は年々米何石づつという方法が適當と思われ

る。利足は七朱と立て、六朱半の借り入をなし、五厘分は口入の口銭とする。

一、近年御借財が相嘗み、五カ年、十カ年元銀置延べの御仕法をされたほどであるから、昨年拝借の公金も五カ年割の返納に願立られたいものである。不勝手の趣を仰山に申し唱えられたるものである。

一、大阪藏屋敷の運営は、御改革ありたい。掛屋が反対するかも知れないが、当分毎年御登阪になり、事情に精通されるようになると、御用商人も精出して勤めることになろう。広島藩・福岡藩はこうした方法をとっている。

一、再来年（文化十三年）は、「御断延へ御仕法」の年限であるが、この「御仕解ヶ」がむつかしい。新古の差別を考えた仕法をしていただきたい。檢約も改革も借財のためであるから、借財は檢約の守本尊である。借財それ自体は恐るるにたらぬ。諸侯の中にはつぎのような方法をとっているものがある。たとえば五カ年の間、「元利の」支払を停止し、その返済にあてるべき銀を五カ年積みおき、公用の備えにする。この用意ができるから、返済方の金談にかかり、大年賦・中年賦あるいは利下げの苛法を押しつける。当分借金の必要がないから藩はこうした苛法を強行しうる。十年位はこれにこりて、出銀するものはないが、年をへるにしたがい苛法は昔がたりになる。この時より手堅い借り入れをすれば、低利でも出銀するものはできる。

土佐藩をはじめ若干の藩では、こうした方法をとっている。参考のために諸家のとった方法の一、二を示す。

筑前様

借金の新古をとわず、元銀一〇〇貫目に三〇貫目の増銀を加え、新証文に仕替え、文化九年より八〇ヵ年賦。臨時出銀の分については、元銀三〇ヵ年すえおき、月六朱の利足のみ支払い、借財は歳元（鴻池善五郎）と館入りのものだけからである。こんな苛法をするると新たに勤める者はないから、家質銀をかり入れている。そのため口入のもの一、二人が出入している。

阿波様

新借の分は元銀の四割を元入れし、残銀を年五朱の利足で二〇ヵ年賦。中借の分は元銀の三割を元入れして残銀をすえおき、年三朱（三%）づつ正銀をわたす。その半額は元入れであるから、元銀は年々減少し、五〇六年で皆済。口入による借財は、元銀の二割を元入れし、残銀をすえおき、年二朱半（二・五%）づつ銀をわたす。一朱半は利足、一朱は元入れ。これは七〇年ぐらいで皆済。

中國様（長州藩）

二〇年前に（寛政六年）に改革があり、新旧廣の差別なく年三朱の利定で元銀五〇ヵ年の割済。

土州様

約三〇年前（天明年間）に新旧差別なく無利足百年賦。しかし「御当借之分、又已前借り戻し有之利銀之分」は無利足三〇年賦、又は一〇年賦があり、これらは大抵返済すみになり、百年賦も着実に返済している。

右のはか御三家・加州・薩州・筑後・米子をはじめ大小の諸侯は苛酷な仕法を行い、無利足百年賦・百五十年賦から、はなはだしきにいたっては肥前藩の千年賦まであらわれている。無利足はどうしても困るから少しでも利息はつけて頂きたいものである。御館様の先年の仕法は、その点非常に結構であった。この仕法の年限きて落着すれば、出銀するものも、多く出来るだろう。

一、かつて邊境の噂があつたため二〇万という多額の上ヶ金を申しつけられたことがあるのだから、同じ六朱の利足を払うのであれば、館入のものへの依存をへらし、口入の手より借り入れられるのがよい。そうすれば借財がひとときわ表だち、富裕だといわれなくなるだろう。家質も町人の加印が必要だから、同様の効果がある。広島・備前藩もかつてやっていたし、中國・阿波・肥前・筑前・土佐・讃岐等の諸藩も家質に差入れている。実際に勝手向の必要からそうした手段をとつた藩もあるが、僕約取締の名目のために差入れている場合もあるようだ。豊潤のきこえのないよう御注意下さい。腹臓なく意見を申しあげたから、御聽の上は必ずやさくて頑張りたい。

〔史料三〕

臨時御備金之義、當時三万両御都合不被遊候趣、依之御示談被為

成候御趣、委細御拂之御趣意被為仰聞、乍恐感服仕候。此義ハ

内密松村様江戸意申上置候得共、格別之御主意之御趣、誠ニ以

御尤干萬ニ奉存候。近來宮川様松村様尊公様迄打続キ蒙御応

命、万端乍恐

御為ニ相成候義ハ無腹職申上候被仰下候故、不恐願懸意左ニ
申上候。

元来御備金三万両と申大金身不肖之もの老人へ被仰付候義者先
達而松村様へも申上候通、無縁之町人之義浮沈難定もの共江御
備金御約諾ハ甚無覺束義と奉存候。一ト通り利欲ヲ心かけ候も
の者前後之弁エなく御請も可申上候得共、私共義ハ連々申上候
通、左様之義ハ相好ミ不申、自然被仰付候ハ、利分ニ不拘、実
ミ相備工賃急速の御間ヲ合セ申度存意故、其臨時之時節ニ到り
少シも虚談に不相成様専一と奉存候故、最初より御備大金之義ハ
甚不承知ニ御座候。夫故自然手アリ候やう成大金ハ御請難申
上、臨時ニ向ヒ申候砌急速之御間ヲ慥ニ御受合申義ハ少銀なら
でハ出来不申候。皆銘々諸様御立仕候故、自然臨時之御用

一チ時より差添申やう成義出来仕候時者如何程堅キ御約定も不夷
と乍存、銀廻り不手縁ニ相成り候得者、虚談ニ落申義ハ眼前之
事ニ御座候。依之大金ニ而ハ慥ニ御受合申義ハ甚覺束なき義と

奉存候。依之懸案ニハやはり三万両ならハ先ツ三四人江被仰付
候方、理之当然と奉存候。乍併外ミヘモ一統被仰付、外ミ可被
仰付もの無之候ハ、無拠御義故、懸意御談シ申上候事左之通
三万両之内 壱万両ハ 善右衛門江

壹万両ハ 伊助江

壹万両ハ 銀屋敷る

先ツ善右衛門方壹万両之義ハ甚不定ニ御座候得共、此義ハ先達
而内密申上候通、寛文年中之御旧借御座候。此銀子ハ御入国已
來国民御救之御用銀ニテ乍恐數年來御不義理ニ可被遊様ハ無之
義勿論之義ニ御座候。左候ハ、先此旧功ヲ思召被遣、老年ニ古
借ゆ江御下ヶ銀と唱、式拾貢自宛御返銀斗被遣外、御用銀之義
ハ一切申間敷候へ共、其代り臨時用壹万両隨ニ受持候やう御對
談被成候ハ、自然よも事成就可仕哉と奉存候。尚又右式拾貢自
ハ臨時壹万両之利銀と御立屋敷ニ御被置候得者、別段古借へ之
返銀と申御名目も無之、御不益よも相当なり不申哉と奉存候。
但壹万両御利足 ルニ朱ニベ式拾壹ノ六百日

右御頼も壹万両と申ニ而相談も出来可申哉、初ル武万ノ之參万之
と被仰渡候而ハ破談ニ相成、壹万両も出来申さぬものニ御座候。
乍併右相考候而も不承知ニ御座候哉此義ハ甚不定ニ御座候。併
し被仰付候ハ、御奉公と寺、乍不及隨分出精仕掛合意可申候。

但此義も近來五ヶ年御取締御仕法被仰出、年限未相違チ不
申内、先万ノ願出しも申さぬ百年來其儘ニ相成り來り候旧借

ヲ俄ニ被仰出候義、不東之様ニ被思召候ハ、御仕法年限相済候迄先掛合之義ハ御延引被遊、年限相済候後、緩ミ御取斗被遊可宣哉と奉存候。

又御屋敷ガ之毫万両と申義ハ例歳御國ガ御登セ米、曆ハ十二万石も有之候ハ、此外ニ御国備米之内毫万石御払捨三被成、此毫万石を御登セ米之内へ御差加江被成、都合十三万石御登セ被成、例之通御払被遊、右余米毫万石も御壳払置段平均ヲ以、御屋敷る又御買戻シ之積リニシテ此御切手ヲ御屋敷内ニ御崩おかれ成共、又儲成御館入御藏元江封印付ケ御預ケ被成なり共、如何様ニて成共、当地ニおるて毫万石切手ニ而御崩ヒおかれ候得者、自然臨時御用差向ヒ申候時、御壳払被成候而も、即刻銀子相誦由のミナラヌ、又往六三而毫万石江主江主、被成ムニシテ、其隣時御庄之モやうにより死候様とも當取斗万石有之嘉吉候、右当地ニ而之御開米ハ又自然御國非常之節御積戻シニ相成候而も宜、全ク双方之御備米ニ相成り候間、永久之御計略と乍恐愚案ニ奉存候。右開米之義ハ其年之御國豊凶御便り次第、七八月頃ニ御登セ込之残米と喰、御壳払被遊、其代銀藏元江御預りおかれ、新御米御登セ之時、前文之通毫万石余斗御登被成、右御預ケ之代銀ヲ以、又御買入被成候姿ニ被成、幾年も同様之御取斗宣ヒ奉存候。左候得者最初の毫万石ヲ全ク之御払ニ相成り、其後ハ年ミ少シ之相處高下ニより損徳ミ有之之モ、又御備高三万両之内毫万石ハ御利足ニも不及、格別御不益之筋ヨリ相当リ不申哉と相考申候。尤も總之御利足御払出シ之義ハ御い

とひも不被遊哉と乍恐奉存候ヘ共、先愚案申試候。又右之毫万石発端御払捨と申義も左様雖被遊御座候ハ、御國にて之御勘定表より如何様共被遊、何分御備米ハ少し度共御立役候方宜かるべき哉と奉存候。尤前文臨時御備金之義ハ御不益之趣、是迄松村様へ粗御伝申上候得共、別格之御主意之御趣、乍恐御尤至極奉服候。乍併當時七万両程御館中江御備金御約諾も相済、御治定之御趣、愚案ニハ御備金指万両と立おかれ候内、凡七八万両程御備約諾相済有之候ハ、乍恐先御都合も可宣哉、其余毫式万両程ハ前文申上候通、当地ニ而御開米御備立おかれ候ハ、重置宣哉ニ相考申候。臨時と申内、天明末年之如ク諸国米穀不熟之年ハ何種金銀積戻事無候てミ、其總米數ニ不收、依之御貢入該年度處在候而モ一向手廻り不申、恐誤ミテ其間江主表ニ證在、諸家様へも能山見聞仕候處、其因窮鑑紙ニ達、大體御二御座候。此義ハ其御御在府之御役人張方ハ能御存ニ御座候。勿論御國ニハ兼而右御備等も被立謹候得共、何分御遠国ニ而卒急之御間ニ難御座候。尤当地ニ御払米も可有之候得共、皆御切御座候。此義ハ眼前及見申候。依之先右御開米之愚案申上試候。尤御屋敷様ハ例歳御登セ米も外ミ様ダ石数ミ余斗御登セ被遊候上、又別段臨時御備米等御崩ヒおられ候而ハ平常御米土藏御不自由、其上御在役碌逐迄々御心配相振り御迷惑も可被遊哉、左候ハ、右御開米最初ハ御國ガ毫万石とも三万成共、御

登被遊、其御私代銀を引除かれ、其御銀ヲ以、筑前庄島等之御藏米ヲ切手ニ而御買入おかれ、前文申上候通、御在役様方々御封印付被置御屋敷歟、又ハ糙成藏元江御預ヶ被置候歟、如何様も御取斗方可有之奉存候。尚又右他国米御買入之義ハ糙成御館入之者へ被仰付、市中より買入置候時ハ目たち不申、此義も御取斗方如何様も可有之哉と奉存候。右他国米年々新穀と買替之義も却而右御館入之ものへ取扱被仰付宣御座候。右御園米自然臨時御用之時御藏米ヲ差おかれ他国米御用ニ相成り候義、何とやら御外聞よも相拘り可申様可被思召奉存候へ共、中々左様之議三而ハ有之間敷奉存候。豈凶之義ハ年々國所ニより難定事勿論ニ御座候へハ、却而他国米迄も御用ニ備へおかれ候義ハ弥御手堅き御仕法と奉存候。米穀不自由之時ハ国所ヲ論する所ニ而ハ無之哉と奉存候。尚又諸藏御切手之義ハ御案内之通、公辺ニ而も御嚴重ニ御取斗被遊候故、諸藏御切手之糙成義者申迄も無之、右之通他国米三而御用御備ニ被置候得者御屋敷ニ別段御セ話も入不申、自然御米御入用之時ハ浜方御出入之間屋共江被仰付、出来ニ向と申候得者何之子細も無之、御安心成ものニ御座候。乍併他国米御用ヒ被置候義御不案心ニ被思召候ハ、御館入之ものへ被仰付、やはり御屋敷之御米ヲ御切手ニ而御買入おかれ候而も隨分宜と奉存候。右臨時御備米金之義ハ誠ニ永久之御義ニ付、尚又御考方も可有御座哉、或も愚案ニハ難及奉存候へ共、極内密御尋ニ付荒増奉申上候。

(大意)

臨時御備え金三万兩を御都合される件を幾度も御相談にあず

抵伊御受之義ハ連々奉申上候通、全ク御約定通手元ニ相備エ置不申候へハ心底も相済不申、夫故時ニ応し銀廻不手繩之事も可有之哉、左候時ハ自ラ備置候銀子ニも手ヲかけ候やうなる義共育之而ハ、自然臨時御用急速之間ニ合不申義共可有之哉と心痛仕候故、是迄御備金之義御請之義ハ御断申上候。然レ共臨時御用差向ヒ申候時ハ乍及出精仕、可成丈ヶ御闇ヲ合セ申度存意故、每分衆而之御備約諾ハ御断申上、平年御利足頂戴之義も御断申上、差轍り臨時御用之節ハ出金高ニ応シ其御利足頂戴仕度、此義ハ松村様江も連々申上候得共、夫レニ而ハ御上向も御不案心ニ被思召候御趣、依之何分外並同様兼而之御備通り承知仕候様強テ被仰付、甚恐入奉存候。誠ニ無御趣御義御座候故、おし而御断奉申上候も重疊恐入奉存候ニ付、此後ハ如何様共尊慮ニまかセ御請可奉申上候。乍併前文奉申上候通、御備御用仰付候上ハ堅ク其用意も仕候御義ニ御座候故、大金之義ハ御断奉申上候。毛角虚談ニ成不申様仕度義ニ御座候故、御受高壹万兩迄之内ニ被仰付被下候ハ、雖有奉承知候御事。

先右之段御内密御談しニ付無服藏愚意申上試候。尚思召も御座候ハ、無遠慮可仰下候。何分とも御備御用都合仕御安心被遊候様仕度、御同意ニ相願申候。右御談し之義神以決而他言不仕候。必御安慮可被下候以上。

かり「感服」いたしております。しかしこのような大金をあらかじめ御備えになることは不承知であり、一人でその調達をおうけすることはできない。三万両ならば、やはり三、四人へ仰せつけられるのがよいと思うが、外に申しつけるものがなれば、つぎのようにされてはどうか。一万両は善右衛門へ、一万両は伊助へ、一万両は御屋敷より。

善右衛門については不定であるが、旧借の利息を年に二〇貫づつ御返却になり、その代り臨時用一万両をうけもつようねはなしになれば成功するかと思われる。

御屋敷よりの一万両は、登せ米を一万石増し、その売払い代銀分の米切手を保有する。既時御用のとき売払ひは銀子は謂うし、お國非常のときは積みもござはよい。新米を登せる時の一萬石づつ余計に登せ、預けた代銀で買う形にすればよい。相場の高下による損徳はあるが、備え金三万両のうち一万両は利足を払わなくてよいことになる。現在、備え金の予定一〇万両のうち七万両は約束がついているのだから、あと一、二万両は今のべた当地の御頭米だけでよいと思われる。天明末年のように諸国不作のときは、金銀を蓄えておいても効果は少ないから、当地での御頭米は必要である。土蔵が不自由であれば、他国米を切手にて買入しておくのがよい。

さて私についていえば、お約束していくとそのとき都合のつかないこともあるし、そうなれば自分の備え銀に手をかけるこ

となるから、御備え金の儀はお断りした。しかし、たっての御申しつけなので、一万両までであればお受けすることにした。(1)。

三

以上の史料をよんでも考究ついた事柄をすこしのべておく。草間家文書による大阪商人と藩政改革の關係は、中井よし子氏によつてかならぬきらかにされているので、ここでは一、二の点について補足するにとどめる。

藩政改革が藩債整理を最大の条件としていたことは、よく知られている。それも、たんなる返済方の工夫などよりも、借金の返済をなんとかして抑え、元利の返済にともなう財政の圧迫からまほかれようとする態度が江戸後期には一般化してきた。それはなんらかの形で銀主であつた大阪商人との契約を変更する方法と結びついていた。それは一般的には、従来の借金を長年賦・低利(または無利)で返済することであった。これは、だいたい一八世紀後半、宝曆前後から行われはじめたようである。しかし、顯著に一般化するのは、寛政ごろからであった。鴻池家に残存する証文を調べると、そういうえる。ことに寛政六、七年ごろからが顕著である。鴻池善右衛門家の利足収入額も寛政六年から、急にそれまでの半分ぐらいにまで減少した。(2)。だから史料のなかで伊助がしばしば、「十年前から諸侯の

苛法が多くなり、金融がひっそりしてきたことをうつたえているのは、事実に近いだらう。文化十一年の二十年前は寛政六年である。だから、大阪商人の大名貸は、元禄一享保期がひとつの画期と考えられ、つぎの画期は寛政—文化ごろであつたと思われる。こうした事情のため、名目銀制度や引当質物をとる方法がとられるようになつたのだと伊助はいう。「五十年前迄ハ多分聞カザル權家ノ名目銀ヲ以テ貸、或ハ諸侯方正米出切手ヲ引当、又入津ノ國產土藏其鹽市民ニ封印サセ、何レ引当質物コレナクテハ貸ザル様ニナリ、年々諸侯方モ借財ノ不納ヨリ手狭ニ成リテ、金銀融通甚不自由ナリ」⁽⁴⁾ このことは、限られた史料によつているので、なおいつその検討が必要である。

伊助は「草間伊助筆記」において、古借は年賦、新借は利下げといふ諸藩の藩債処理政策のため「夫故、市中近年ハ表向かハらぬ共、内証ハ甚差支、五十年以前とハ誠ニ大キニ困窮と見たり、五十前已前迄ハ、凡諸侯方借付金銀之利、壹歩る老歩二・三・五迄有りし也」⁽⁵⁾といふ、三貨國寶物儲之部では、「大阪モ諸侯方ノ契券不信ニヨリ、五十年以来ハ莫大ノ正金銀減シタラン」と、大阪の富の減少が五十年以前とくらべて、顯著であるといつてゐる。五十年前といえば、宝曆末年、明和初年ごろにある。この史料では、右の事情に加えて、文化年度の御買米の用金で金融がひっそりしている旨をのべてゐる。大名貸において、諸藩が大阪商人に依存しつつ、それを次第に屈服してゆ

くのが、だいたい一九世紀の末年であつたと考えられるが、これはたんに大名貸の局面だけで處理される問題ではなかろう。この時期は、西南諸藩の経済政策が幕藩制の秩序体系からしだいに離反する方向をおびてきた時期であり、藩權力の自立化傾向があらわれてきた時期である。産業面においても、新たな特産地の形成により、それまでの特産物分布が変化はじめた時期である。いまにわかにその因果関係をあきらかにすることはできないが、大阪商人と諸藩との貸借における変化、大阪の富の減少の問題は、畿内の産業と諸国産業の関係の変化をその背後にもち、幕藩制的經濟機構における大阪の地位の変化（後退）を意味しているといわねばならないだらう。「浮世の有様」によると、従来の用達商人の借金をふみ倒して、新しい商人と結びつく方法がとられたとあるが、これは史料中にも示されている。類似の事件は、問屋商人の場合にもみられた。問屋の前貸支配も、田沼期には必ずしも有効でなくなつており、荷主は前貸しをした問屋に荷物をもちこめば歩が悪いから、別の問屋に荷物を売さばくことをしばしば行うようになった。この事情が田沼期における株仲間結成の大きい条件になつてゐた。大阪商人間の競争を利用した形になつてゐるのである。六名貸の場合にも、同種の事情があつた。債權の失効を恐れながらも、貸付せざるをえない利殖を本業とする多數の商人が存在したのである。史料のなかで、苛法を行うと十年程は出銀する

ものはないが、年がたてば「苛法ハ昔語りニ成候而、其節々又手堅キ御借り入有之時ハ、又人進ミて下歩ニ而も出鎌之もの出来申候」といつてゐるのは、このことを示してゐる。

利率についていえば、以上のような諸藩の仕法から生ずる低

利の貸付が、江戸後期に非常に増加する。註文や帳簿にあらわれる利率は、したがつて相当の検討を加えねばならない。伊助

のいうように一八世紀後半いろいろ、約半世紀のあいだに相当の利率の低下があつたことは事実であろうが、これも現在充分あきらかにされていない。その原因是、貨幣量と実物の関係だけではなく、大阪や諸国における信用制度の発達にも求められねばならない。ことに、領國貨幣としての藩札の一般化が、大阪の金融上の地位を変化させる一大要因であつたことが考えられる。

史料を通観してみると、伊助は、諸侯の不法に非難をあげせながら、大名の藩債処理の仕方を教えることにより、しだいに熊本藩の経済顧問としての性格を強めていたことがあきらかである。対幕府関係、対大阪商人関係において熊本藩にとるべき方策を種々提案しているのである。藩体制立直しの問題が、常に対幕関係を考慮しなければならなかつた点は、きわめて興味ぶかい。

伊助は熊本藩に、旧債整理にあたつて、新債・古債の区別をするようすすめている。すでに阿波藩では、その方法をとつて

いた。類似の方法は、明治政府が旧藩債の整理においてとつた。明治政府の處理のしかたは苛酷な方法であつたようにはいわれてゐるが。伊助でさえもこうした方法を肯定しているところをみると、幕末の段階では、明治政府のとつた方法はすでに一般化していたものと想像される。

- (1) (7) 中部よし子「寛政・文化期大阪前期的資本と藩政改革」〔『近世史研究』第9、一九五一年〕、『文政天保期藩政改革と大阪商人資本』〔豊後府内蔵五年〕、「文政天保期藩政改革と大阪商人資本」〔鴻池伊助〕〔『兵庫史学』第一七、一八号、一九五八年〕
- (2) 宮本又次「大名貸の利子率について」〔『大阪大学経済学』第一〇卷二号〕参照
- (3) 安田重明「前期的資本の蓄積問題」〔『同志社商学』第一一卷二号)
- (4) 『日本經濟叢書』卷二八六頁
- (5) 『大阪市史』第五、八七三頁
- (6) 『日本經濟叢書』卷二八、五頁

〔付記〕 ここによく史料をおかし下さった草間貫吉氏にあつく御礼申しあげます。